

海老名市就労前準備訓練事業及び居場所支援事業業務委託
に係る公募型プロポーザル提案評価基準
(一次審査・二次審査共通)

1 提案の評価方法

(1) 評価基準の適用

本評価基準については、一次審査及び二次審査において適用する。

(2) 評価方法

選定委員は、別記「評価基準表」の「評価の視点」に基づき評価する。

評価の段階の基準は次のとおり。

| 段階 | 評価の段階の基準 | 点 |
|----|---|----|
| A | 「評価の視点」の内容等が具体的な記載により網羅されており、その内容が実践可能かつ効果的であるなど、特に優れている。 | 5点 |
| B | 「評価の視点」の内容等が具体的な記載により網羅されており、その内容が実践可能かつ効果的であるなど、優れている。 | 4点 |
| C | 「評価の視点」の内容等が具体的な記載により網羅されている。 | 3点 |
| D | 「評価の視点」の内容等の具体的な記載が不十分である。 | 1点 |
| E | 「評価の視点」の内容等に関して、具体的な記載がないなど、著しく不十分である。※代案の提示等により補完している場合は、不足がないものと取り扱う。 | 0点 |

(3) 順位について

① 選定委員ごとに合計点に基づく提案者の順位を決定し、順位点を算出する。

ただし、評価中に「E」がある場合は、当該提案者については、選外と取り扱うものとし、次の②から除外する。

② 順位点は次のとおりとする。

| | |
|------|---------------------------------------|
| 一次審査 | 1位…5点、2位…4点、3位…3点、4位…2点、5位…1点、6位以降…0点 |
| 二次審査 | 1位…5点、2位…3点、3位…0点 |

③ 選定委員全員の順位点の合計点に基づき、一次審査及び二次審査における提案者順位を決定する。ただし、一次審査における順位点は、二次審査に引き継がない。

(4) 順位点が同じであった場合の取り扱い（一次審査及び二次審査共通）

次のとおり上位者を決定する。

- ① 評価基準表の合計点が高い者
- ② ①が同じであった場合、評価基準表中の「就労前準備訓練事業 3 実施体制、方法」の合計点が高い者
- ③ ②が同じであった場合、評価基準表中の「居場所支援事業 5 具体性、実現性、実施体制、方法」の合計点が高い者
- ④ ③が同じであった場合、評価段階Aの数が多い者
- ⑤ ④が同じであった場合、提出された見積金額の低い者

【別記】評価基準表

| 番号 | 評価項目 | 配点 | 評価の視点 |
|-----------|------------------|----|---|
| 就労前準備訓練事業 | | | |
| 1 | 事業理解度 | 5 | 事業の趣旨・背景について理解した提案となっているか |
| 2 | 具体性、実現性 | 5 | 提案に具体性があり、実現性がある提案となっているか |
| 3 | 実施体制、方法 | 10 | 専門性を発揮し、適切な支援につながる提案となっているか 適切な方法、手段がとれた提案となっているか |
| 居場所支援事業 | | | |
| 4 | 事業理解度 | 5 | 事業の趣旨・背景について理解した提案となっているか |
| 5 | 具体性、実現性、実施体制、方法 | 10 | 提案に具体性があり、実現性がある提案となっているか 専門性を発揮し、常に適切な支援につながる提案となっているか 適切な方法、手段がとれた提案となっているか |
| 各事業共通 | | | |
| 6 | 情報共有、連携を加味した支援体制 | 5 | 各事業を併設して実施するにあたり、円滑な情報共有、連携した支援体制がとれるような提案となっているか その他の関係機関と連携がとれる提案となっているか |
| 全体 | | | |
| 7 | 独自の取組 | 5 | 特色のある提案になっているか。 |
| 8 | 危機管理体制 | 5 | 相談業務、利用者間等でのトラブル防止の方策、個人情報等の漏洩を防止するための方策はとれているか |
| 9 | 事業実績、ノウハウ | 5 | 受託者として適性があるか 十分な実務経験・ノウハウがあるか(受託実績は本事業と類似のものか) |
| 10 | 効率的な事業実施 | 5 | コストを意識した提案になっているか。また提案内容に沿った妥当なものになっているか。 |
| | | 60 | |

※ 番号3及び5は、評価段階における点を2倍する。

例えば、評価段階「A」の場合は、5点×2＝10点となる。